

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 3 年 12 月 7 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺崎 智 広

記

1. 監査の対象 福祉課
2. 監査の期間 令和 3 年 11 月 25 日から 12 月 7 日まで
3. 監査の範囲 令和 2 年 11 月 1 日から令和 3 年 10 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法  
村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点  
財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果  
**【指摘事項】** 時間外手当の支給について、返納すべきものがある。  
〔返納〕 時間外手当の算出単価について 125/100 を適用すべきところ、誤って 135/100 を適用して算出していた。  
〔返納〕 会計年度任用職員の時間外勤務手当の算出単価について、勤務時間数の計算誤りにより、100/100 を適用すべき 1 時間分を、125/100 を適用して算出していた。